

答申第 254 号

情 公 第 3256 号

令和 8 年 3 月 31 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県個人情報保護審査会

会長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 5 月 30 日付けで諮問された特定施設に係る特定個人に関する文書一部不開示の件（諮問第 270 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、審査請求人に対して行った令和7年5月2日付け保有個人情報一部開示決定を取り消し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、自己の子の法定代理人として、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第2項の規定に基づき、令和7年4月28日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「審査請求人の子に関する資料」について、審査請求人の子を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和7年5月2日付けで、「経過記録」を特定の上、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和7年5月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：福祉子どもみらい局厚木児童相談所）の説明要旨

- (1) 令和7年3月6日以前の経過記録については、請求内容について、「〇〇（審査請求人の子の氏名）に関する資料」に該当する記録として判断できなかったこと、また、今回開示した令和7年3月7日の当所との電話でのやり取りの中で、開示内容としては、今、通告して頂いている内容となることを説明しているため、今回の開示対象としていない。
- (2) 「記事」欄には、開示請求者以外の個人に関する情報が含まれており、これを開示すると開示請求者以外の個人の生命、健康、生活又は財産等を保護できなくなるおそれがあることから、権利利益を害するおそれがあるため、法第78条第1項第2号本文に該当すると判断した。

- (3) 「内容」、「相手」、「記事」、「取扱者」欄には、県が行う児童相談所事務に関する情報が含まれており、これを開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ支援全体へ著しく影響することから、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、児童相談所事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号柱書に該当すると判断した。

5 審査会の判断理由

- (1) 保有個人情報一部開示決定通知書の記載事項の不備について

当審査会が確認したところ、本件処分に係る保有個人情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）には、次のア及びイのとおり、複数の記載事項の不備が認められた。

- ア 「開示する保有個人情報の利用目的」欄について

まず、本件決定通知書では、「開示する保有個人情報の利用目的」欄が空欄の状態であることが認められた。これは、「開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、（略）開示する保有個人情報の利用目的（略）を書面により通知しなければならない。」と規定する法第82条第1項本文に明らかに反するものである。

なお、法第82条第1項ただし書は、保有個人情報の利用目的が法第62条第2号（利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき）又は第3号（利用目的を本人に明示することにより、地方公共団体等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき）に該当する場合には例外的に当該利用目的の通知義務を課さないこととしている。そこで、この例外要件該当性を確認するため、当審査会が実施機関に保有個人情報の利用目的を記載しなかった理由を確認したところ、例外要件を満たすに足りる事情は認められなかった。そのため、実施機関には原則どおり、保有個人情報の利用目的の通知義務が課されていたものと認められることから、本件処分が法第82条第1項本文に違反するという上

記結論は変わらない。

イ 「開示しない部分及び理由」欄について

(ア) 「（開示しない部分）」欄について

次に、本件決定通知書の「開示しない部分及び理由」欄中の「（開示しない部分）」欄には「別紙のとおり」との記載が認められるが、当審査会が実施機関に確認したところ、この「別紙」とは、本件処分の内容を記した書面ではなく、実施機関が本件請求に対して特定した保有個人情報記録された行政文書の写し（以下「対象文書」という。）そのものである旨の説明があった。かかる実施機関の説明を踏まえると、本件処分は、開示決定の内容が本件決定通知書に示されることがないまま、対象文書が交付されるのみの形で行われたものと認められる。

そもそも保有個人情報開示請求に対する開示等決定通知書は、保有個人情報開示請求に対する開示又は不開示の決定という行政処分の内容を請求者に了知させる趣旨で交付する書面である以上、仮に対象文書の閲覧を通じて決定の内容を請求者が事実上知り得たとしても、その決定の内容が開示等決定通知書自体に記されていないならば、実施機関は請求者に対して行政処分の内容を示すことなく行政処分を行ったに等しく、その点において本件処分は不適法といわざるを得ない。

(イ) 「（理由）」欄について

また、本件決定通知書の「開示しない部分及び理由」欄中の「（理由）」欄について、法第78条第1項第2号及び同項第7号に該当する旨の記載にとどまり、これら各号に規定する不開示情報に該当すると実施機関が判断した具体的理由が記載されていないことが認められた。かかる記載は、実施機関に不開示理由の付記を義務付けた法第82条第1項の趣旨、すなわち、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を請求者に知らせることによって、不服申立てに便宜を与えるという趣旨に反するものといわざるを得ず、この点においても不適法な処分といわざるを得ない。

ウ 小括

以上、ア及びイのとおり、本件決定通知書には軽微とはいえない、複数個所にわたる記載事項の不備が認められ、法に基づく開示決定としては不適法なものといわざるを得ないことから、実施機関は本件処分を取り消し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。

(2) 改めて決定を行うに当たっての留意点について

審査請求人は、実施機関が保有個人情報として特定した経過記録のうち令和7年3月6日以前の経過記録を特定しなかったことについて特定漏れである旨主張している。

この点、弁明書には、「H7.03.06 以前の経過記録については…『○○（審査請求人の子の氏名）に関する資料』に該当する記録として判断できなかった」と記載されている（なお当該記載中、「H7」は明らかな誤記と推察されるため、以下「H7」とは令和7年を指すものとする。）。かかる弁明書の記載を合理的に解釈すれば、実施機関においては令和7年3月6日以前を日付とする何らかの経過記録が存在することが推認される。そのため、実施機関が改めて決定を行うに当たっては、当該経過記録が現に存在するのであれば、当該経過記録を審査請求人の子の保有個人情報と認めない理由を明らかにすべきであり、一方で、改めて精査した結果、当該経過記録を審査請求人の子の保有個人情報と認めるのであれば、これを特定した上で、法第78条第1項第1号に規定する不開示情報（「開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。（略））の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」）該当性を含めて、同項各号に規定する不開示情報の該当性を慎重に検討のうえ、開示又は不開示の決定を行うべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年5月30日 (収受)	○ 諮問
令和8年1月20日 (第363回審査会)	○ 審議
令和8年2月25日 (第364回審査会)	○ 審議
令和8年3月16日 (第365回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
飯 島 奈 津 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
金 井 惠 里 可	文 教 大 学 教 授	
高 橋 良	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	会 長
中 畷 慶 子	弁 護 士 (神 奈 川 県 弁 護 士 会)	

(令和8年3月31日現在) (五十音順)